

議 長 日程第6「認定第6号平成30年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

担当課長の細部説明を求めます。

環境上下水道課長 それでは、298ページをお開きください。実質収支に関する調書から御説明いたします。

歳入総額3億1,778万723円、歳出総額3億268万8,282円、歳入歳出差引額1,509万2,441円となり、実質収支額も同様でございます。

1ページおめくりいただき、300、301ページをお願いいたします。歳入歳出決算事項別明細書の歳入でございます。負担金1万3,300円、下水道事業受益者負担金でございます。

款2、使用料及び手数料、項1、使用料、目1、下水道使用料、節1、下水道使用料です。収入済額1億2,040万3,374円、収入未済額219万4,037円で、収納率は98.2%になってございます。

節2、滞納繰越分の収入済額は50万7,347円、収入未済額は336万8,901円です。また、不納欠損額は10万5,323円でございますが、こちらにつきましては時効消滅に至った転出不明者の23名分の欠損でございます。

続きまして、項2、手数料、目1、下水道手数料、節1、指定工事店等手数料です。この手数料は指定工事店及び責任技術者の申請手数料として8万6,500円収入しております。

4、款3、国庫支出金、項、国庫補助金、項・目・節ともに公共下水道事業国庫補助金です。汚水管渠調査委託の補助金としまして、社会資本整備総合交付金などの調査費用50%、100万円を収入しております。

款4、繰入金、項・目・節とも一般会計繰入金です。収入済額1億2,920万円、下水道事業債の元利償還金に充当しております。

款5、項1とも繰越金です。次のページをお願いいたします。繰越金。前年度繰越金ですが、1,546万599円でございます。

款6、諸収入です。項・目・節とも雑入です。収入済額は19万9,603円ございました。

町債、目・節とも下水道事業債です。公共下水道事業債4,950万円、酒匂川

流域下水道事業債150万円の合計5,100万円が収入済額となっております。歳入につきましては以上です。

最下段です。歳入合計は3億1,778万723円となります。

次のページをお開きください。304ページ、歳出です。款1、総務費、下水道総務費、目1、一般管理費です。支出済額2,001万9,594円です。ここでは主に職員1名分の人件費関係と一般管理経費及び消費税について支出しています。備考欄で御説明します。主な支出は職員給与費と中段、委託料の1、下水道使用料の徴収事務委託料として、上水道事業会計へ520万支出してございます。不用額につきましては人件費の残額と公課費です。

目2、施設管理費です。支出済額195万7,904円です。主な支出としまして、備考欄をお願いいたします。11、需用費としまして、光熱水費、流入点4カ所における流量計とマンホールポンプの電気料59万1,941円を支出してございます。

次のページをごらんください。続きまして、事業費、項・目、下水道事業費でございます。支出済額は1,425万3,235円でございます。備考欄をお願いいたします。中段やや下の委託料です。25年度からの国庫補助事業としまして、污水管長寿命化対策に向けた調査を主要管渠を対象に、污水管調査委託として207万7,920円を執行いたしました。污水管調査は神山地区から店屋場地区にかけて、817メートルの污水管にカメラを入れて調査をいたしました。結果、管内はきれいで、箇所的には問題はございませんでした。また、下水道法改正に伴い、下水道事業計画の変更に伴う経費、下水道事業計画変更業務を421万2,000円で執行してございます。その下、工事請負費では公共下水道管渠布設工事として、公共管渠布設工事84万2,400円、公共下水道維持補修費117万7,200円、マンホールポンプ更新工事577万8,000円を支出してございます。合計779万7,600円を支出してございます。なお、残額については委託料、工事請負費の落札差金によるものでございます。

款3、流域下水道費、項・目とも流域下水道費です。節19、負担金補助及び交付金です。支出済額は5,790万2,000円です。内訳ですが、備考欄の下段になります。酒匂川流域下水道事業建設負担金、酒匂川管理センターの汚水処理費

の建設負担金として166万9,000円。酒匂川流域下水道事業維持管理負担金5,623万3,000円は、同施設の維持管理費として支出してございます。

308、309ページをお願いします。款4、公債費、目1、元金です。支出済額1億7,645万6,301円です。長期債元金として昭和63年度からの100件分の事業債について支出してございます。目2、利子です。支出済額3,209万9,248円です。長期債利子として63年度からの118件分の事業債に支出してございます。不用額につきましては、前年度入札に伴う利率の差額によるものです。歳出については以上です。

最下段です。歳出合計額は3億2,268万8,282円となります。

以上で説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

3 番 井 上 ページ301ページですね、繰入金、一般会計繰入金についてお伺いをいたします。この一般会計繰入金決算額1億2,920万円というふうにあります。これにつきましてですね、積算といいますか、根拠といいますか。例えば公債費、元利償還金の何%とかですね、そういったものから財源を引いたもので幾らにというふうに決めているのか、単純に歳入歳出差し引きの部分の不足部分を一般会計繰入金に充てているのか。今後、先ほども簡易水道のほうで申しましたように、今後のですね、やっぱり企業会計化に向けたですね、一般会計のほうから、一般会計もですね、今なかなか財源的に厳しい状態の中で、どういう根拠によってこの1億2,920万円を下水道会計へですね、繰り出しているか、それについての説明をお願いいたします。

環境上下水道課長 まず、一般会計での繰入金の内訳でございしますが、公債費につきましてはまずこれが全額充当してございます。差額につきましては、いわゆる一般管理経費部分に充当をしているところでございます。

3 番 井 上 ちょっと、今の説明もちょっと意味がわかりませんが、公債費は2億855万5,000円という支出…決算額ですよ。元利償還金を入れてですね、その差額というのが、もう一般会計繰入金1億2,900万で、これが公債費は2億800万ですから、公債費のほうが多いということは、一般会計繰入金が足りなかったということ。

環境上下水道課長 すいません、今、手元にですね、平成30年度の予算がございまして、そこで今年度の財源内訳を確認してございます。公債費、いわゆる元金に対しまして、いわゆる…（「声が小さいよ。」の声あり）金額1億7,600万円、元金に対しまして繰入金が1億3,340、町債がですね、4,300、一般財源が5万7,000円という充当になっているところでございます。

3 番 井 上 予算の財源ということではなく、決算額で、以前はですね、公債費の部分は、後年度負担に当たる部分については使用料…下水道使用料等で、補助金等の特財で賄うのは難しいということで、一般会計繰入金が増えるよということになったんですけども、大分下水道使用料等の収入が順調なので減らしていたのかなというふうに思いますけれど、ちょっと今の説明は意味がよくわからない。再度お願いいたします。

環境上下水道課長 すいません、ちょっと質問が…回答がちょっと乱雑で申しわけございませんでした。実は平成28年度ですね、下水道使用料の改定で、いわゆる、これは下水道使用料の増収の関係だと思うんですが、使用料が年間で、2年間で約2,000万円の増加を得ています。ということでございましたので、実質収支につきましても、例えば平成28年から29年にかけて730万だったのが1,500万円ということで、ほぼ倍増している状況でございまして。ですので、今年度一般会計繰入金ですね、1億4,920万見ていたところではございますが、この2,000万につきましてはですね、あえて収入の増ということもございませんでしたので、あえて1億2,900万、2,000万減額でですね、繰入金をいただいたという状況でございます。以上です。

議 長 ほかにございませんか。

2 番 田 代 301ページをお願いいたします。301ページの使用料ですね。使用料の調定額1,260…あ、違うな。1億2,657万8,982円、これに対して収入未済額556万2,938円あります。これ、率でざっとちょっと計算すると、収納率が、現年分収納率が95.6ぐらいになると思います。収入未済のほうが4.4ぐらいだと思うんですけど、この辺は間違いはないですかどうか、その確認がまず1点です。言われなかったよね。説明なかったと思う。あつたっけ。

環境上下水道課長 下水道ですね、調定額でございまして、まず現年度分に対しましては

98.2%。いわゆる滞納繰越分につきましては12.7%。

2 番 田 代 私の計算違いで、すいませんでした。ここでね、お伺いしたいのは、普通町税で言うと、町税の収納率が現年分が96%ぐらいあるんですよ。96.51かな、ことしの決算で。それに対して下水道のほうは今、少し高くて98.2と。非常にいい数字だと思うんですけども、感覚的には上水と下水道ってセットになっています。ですから、お金を払ってくれない人には水を極端に言うのとめちゃうとか、すごく細くするとか、そうすると上水道、必ず払ってくれるような策を昔から何かやってたような記憶があるし、近隣のとも聞いてもそういうような形で収納率の向上に努めているという中で、確かに率はまあまあかもしれないけど、やっぱり556万ですか、収入未済が、何か多いような感じがするんで、そういった中で、そういった滞納者に対してね、どういうふうな措置をされるか、それが質問の趣旨です。よろしくお願いします。

環境上下水道課長 今、御指摘のとおりですね、現年度分の収入については比較的98%…上水も含めてですね、上水については98%ということで、比較的高い数値をいただいているところではあるんですが、ちょっと滞納繰越分ですね、前年と比べますと…（私語あり）いわゆる、お支払い…いわゆる滞っている方についてはですね、いわゆる督促状ですとか、いわゆる催告のですね、御連絡、督促状等の措置をしてございます。

2 番 田 代 私が言ってるのはね、当然催促だ、催告状というのは、税務の町税と同じと思うんですよ。あとは実際に滞納整理。ただ、私が言っているのは上水と下水道、さっき言ったようにセットの料金ですから、切り札があるんじゃないか、そういったことをやってるかどうか。やってなかったら、もっとそういうことを強化しながら、やはり少しでも収納率を上げる、そういった努力をされているのかと、それをお伺いしております。

環境上下水道課長 いわゆる、最終的な手段としては、いわゆる給水停止というふうな手段がとれることはありますので。ただ、申しわけございません、近年ちょっと、そういった、そこまでですね、踏み込める…踏み込んでというところは、なかなか状況等に応じて考えなきゃいけない部分もあって、なかなかできてない部分もございましたので、今後は収納の強化に努めてまいりたいというふうに思っ

おります。以上です。

2 番 田 代 確かに水道を全部とめてしまうという生活権があるから、生活っていうのがあるから、細くしているんですよ。要するに、ジャーッとやるとわっと出る。要するに受益者負担で、お金を払ってない人に同じ、真面目に支払っている人と滞納している人を同じ扱いというのは、やっぱり私はちょっと違うのかなという感じがします。そこでしっかりやってないから滞納繰越が多くなる。翌年にまた払ってくれ。まごまごして、いなくなっちゃう。追っかけ切れない。だからそれが不納欠損に出てきているわけですよ。普通の税と比べて、今お話ししたように、やはり対抗手段を事業主体が持っているわけです。そのことについてどういう意気込みなのかと。今はやってないと。ただ、そういうものではないと思うんです。その辺について担当課長さんの御意見を伺わせさせていただきます。

環境上下水道課長 私もこの決算を見たときに、いわゆる500万も、500万円台のですね、未納があるというふうなところについては、深く反省しているところでございます。今後は最終手段も含めてですね、徹底的な収納対策に努めたいというふうを考えています。以上です。

2 番 田 代 ここで副町長に最後お伺いいたします。副町長、この件の仕事は非常に長かったと思いますけれども、今までの流れの中で、昔はたしかそれやってたと思うんですね。いつからこういうふうに甘くなったのかなって感じるんですけど。お願いします。

副 町 長 御指摘の件、大変耳が痛いところです。これはですね、やはり職員一人ひとりのですね、考え方が甘いのかなと思います。私もですね、現職時代ですね、この滞納というのは積み重ねていくと、だんだんだんだん払えなくなってしまうというのが現状だと思います。もう早いうちにですね、金額が少ないうちにですね、滞納の収入というところを得るのがまず第一かなというふうに思っていました。これは税と違ってですね、使用料ですから、使ったもののお支払いですからね、単純に言えば、言葉が悪いですけど、本当に、食べたものを料金払わないで済ませちゃってるというふうなところという考え方はあると思います。ですから、この辺はですね、やはり今の手順、督促したり、督促書を払っ

たりとかいう手順の中でですね、どこの期間を短くできるか。もう1回目であっても本来であればですね、もう給水停止というぐらいの強い気持ちでですね、臨まないで、これはいつまでも雪だるま式にですね、ふえていってしまって、最後にはこの金額だと払えませんというような状態になると思いますので、この辺はですね、私も含めましてですね、どの時点でその給水停止に踏み切るかどうか。というのはですね、やはり停止したことによってですね、命という部分もちょっとございますので、その辺の取り扱いはですね、十分気をつけながら、また、何ていうんですか、圧を少し絞って、何ですか、使用量を少し抑えていただく。というのはやはり、いろいろ統計を見るとですね、水の使い方というところでもですね、しっかり管理されてない部分の人たちもおりますので、そういったところも全部踏まえながらですね、どこの部分で期間が短くなるか、またどの時点でですね、給水停止、またはその圧の圧縮というんですかね、減水というんですかね、その辺の処置ができるか、私も含めてですね、ちょっと早急に検討させていただきたいと思います。以上です。

2 番 田 代 明確な回答ありがとうございました。この件については副町長の指導のもとに、しっかりと収納率のアップを図っていただきたいと思います。

2点目に接続率ということで、これは先般一般会計のほうのね、足柄上衛生組合の絡みで下水道の接続率が問題になったと思うんですけど、議論の中ではここでさせていただくのが正解かなということで今回質問させていただきました。下水道の使用料の改定ですか、これについては六、七年前に、余りにも安過ぎるということで、再整備するとか維持管理をしていくのに厳しいということで、ちょっとパーセンテージは忘れてしまったんですけど、40%近い、39%ぐらいの値上げをしなきゃいけないという内容を下水道審議会からいただいた中で、7年ほど前に、一遍では無理だということで、20%弱ぐらいかな、行ったと思います。その後、我々が議員になって一、二年前だと思うんですけども、4年ごとに管理しろということで、再度改定をして、何とかこれから独立採算制でやっていけるぐらいの値上げに、料金改定をしていただいたという経緯があります。それを踏まえた中で質問させていただきます。

そのときも議論になったのは、接続率が低いということで、整備したんだか

ら接続率を高めると、そういったことを附帯条件として入れて、記入して賛成したという経緯があります。そこで、先般も出たんですけども、大きく分けて接続されていない人がくみ取りと浄化槽と、2つあると思います。単独浄化槽と生し尿くみ取り。その中で町営住宅、これについては町の政策ですから、除くべきパーセントです。あとは独居老人だとか高齢者とか弱者、そういった人も下水道にしなきゃいけないんだから、これも厳しいのかなと。このパーセンテージがどのくらいなのかなと。要するに、もう100%は無理なんだけど、現在91だと。接続率を高めるのに、やはりこのね、無理なところは除かなきゃいけない。残りが浄化槽の方だと思うんですよね。浄化槽、単独浄化槽の場合に、年に一遍汚泥のくみ取りをしていけば下水道と同じ感覚で使用できる。そのかわり、下水道料がかからないから、上水と下水道料のセット料金に比べて上水だけだと半額ぐらいなんですよね。ここがやっぱり一つのネックなのかな。そんな中で、この間、一般会計の説明のときに担当課長から、やはり生活困窮者がいるという話も受けています。何をお話ししたいかという、健全者で、要するに生活力はあるんだけど、その辺がもったいないからそのまま。この人たちを私はもっと攻めなきゃいけないと思うんですよ。そういう努力がされていないような感じがします。

そこでお伺いしたいのが、この下水道の接続率で伸ばせる可能性がある、こういった健全者で普通にやっている人が何%ぐらい、何軒ぐらいあるんだと。この人たちに関してどういうふうにして接続率を高めて、先ほどの使用料を上げて、ある程度自力でやっていく会計、そういうふうを目指さなきゃいけないと思います。そのことについて御回答をお願いいたします。

環境上下水道課長

現在ですね、いわゆる下水道に本来つなぐべき地域でですね、接続に至っていらっしゃらない方が、たしか117名いらっしゃったと思います。その方々につきまして、正直申し上げて、どういう生活状況かというところまでは、申しわけございません、まだ把握している状況にはございませんので、そこら辺の部分です、生活困窮者なのか、あるいはまた生活ができる、通常の生活が送れるにもかかわらず、あえて接続していただけないのかというふうな、少し見きわめというか調査をですね、させていただいた上で、当然接続できる方に



についてはしかるべき措置を講じていきたいというふうに考えています。以上です。

2 番 田 代 先ほど申しましたように、前回の改定、またその前の改定、そのときにやはりこういった接続してない方を何とかせいという条件を出しています。その内容について、ことしはこういう努力をしたよということで、初めのうちはね、説明があったんですよ。それがね、だんだん年数が来るうちにね、説明がとまって、それでその割に接続率は伸びてない。だからそういった問題がありますのでね、やはり原点に戻っていただいて、1年に一遍、決算のときあたりはこの接続状況でこういう状況だと、率にあわせて、接続してない方、どういうふうに対応したんだという説明を求めます。要望です。要望というか、これはもう前の約束事ですから、ぜひやっていただきたいと思います。副町長、よろしくをお願いします。終わります。

議 長 この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

質疑打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論を省略して、採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。平成30年度松田町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり認定されました。

暫時休憩といたします。50分より再開をいたします。(14時32分)